

別表第1 収入基準額表

世帯人員	収入基準額表	備 考
1 人	1 3 9 万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに、 12万円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。 ※ 世帯人員とは、出願者を扶養する者及びこの者に扶養 されている者（出願者を含む）に限ります。
2 人	1 9 8 万円	
3 人	2 1 2 万円	
4 人	2 2 9 万円	
5 人	2 3 9 万円	
6 人	2 5 0 万円	
7 人	2 6 2 万円	

別表第2 給与所得の算定

俸給，給料，賃金，事業主報酬，役員報酬，歳費，賞与及び専従者給与（専従者控除分も含む）並びにこれらの性質を有する給与等（年金「恩給・老齢年金・遺族年金等を含む」，扶助料，傷病手当金等含む。）の収入金額（源泉徴収表等という支払い金額）を基にして，次の計算式によって得た金額を所得金額とする。

区 分	計 算 式
収入金額が400万円までのもの	収入金額×0.8－214万円＝所得金額
収入金額が400万円を超え781万円までのもの	収入金額×0.7－174万円＝所得金額
収入金額が781万円を超えるもの	収入金額－408万円＝所得金額

1. 給与所得者が2人以上いる場合は，各人ごとに所得金額を算出する。
2. 同一人で，2以上の収入があつて，いずれも給与所得の場合は，収入金額を合算して所得金額を算出する。
3. 収入金額及び所得金額は，万円未満切捨てて適用する。
4. 算定後の所得金額が負数となる場合は0とする。

別表第3 特別控除額表

特別の事情		特別控除額				
1	母子・父子世帯	99万円				
2	就学者のいる世帯  児童・生徒・学生 〔1人につき ※ 本人も控除します。〕	小学校		31万円		
		中学校		46万円		
			自宅通学	自宅外通学		
		高等学校	国・公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
		高等専門学校 (1～3年)	国・公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
		高等専門学校 (4～5年)	国・公立	43万円	72万円	
			私立	87万円	116万円	
		大学	国・公立	74万円	121万円	
私立	133万円		180万円			
専修学校	高等課程	国・公立	39万円	69万円		
		私立	88万円	118万円		
	専門課程	国・公立	36万円	81万円		
		私立	102万円	147万円		
3	障害者のいる世帯	障害のある人1人につき		99万円		
4	長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額				
5	主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため支出している年間金額。ただし、71万円を限度とします。				
6	火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材、又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				

- (注) 1. 特別控除については、各々の所得金額を算出し、合算したのち控除します。
2. 特別控除を受ける場合は、その証明ができる書類及びその年額が確認できる書類が必要となります。

—計算例—

4人家族

父	: 給与所得	年収	540万円	(所得証明書の支払金額)
母	: 給与所得	年収	380万円	(所得証明書の支払金額)
本人	: 県立高校3年生	自宅通学		
妹	: 公立中学1年生	自宅通学		

① 所得金額 294万円 (A)

父の所得金額 =  $540万円 \times 0.7 - 174万円 = 204万円$

母の所得金額 =  $380万円 \times 0.8 - 214万円 = 90万円$

② 特別控除額 120万円 (B)

本人 (国公立大学進学予定・自宅通学) 74万円

妹 (公立中学校在学・自宅通学) 46万円

③ 認定所得金額 (C=A-B) 174万円

収入基準額 : 229万円 (4人世帯) > 174万円

→認定所得金額が収入基準額以下であるため、推薦できる。